

平成23年度 介護老人保健施設 整備事業者募集要項

1 はじめに

- 本市では平成23年度に策定される「第5期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、介護老人保健施設の整備目標を定め、それに基づき市域における介護老人保健施設の整備を進めます。
- 募集にあたっては、関係法令（介護保険法、建築基準法、消防法、都市計画法、その他）、関係条例等を充分にご理解の上、ご応募ください。
- また「名古屋市における介護老人保健施設整備について（平成23年度版）」についてもご参照下さい。

2 募集の内容について

(1) 整備施設

介護老人保健施設（小規模、大規模の別を問いません）

(2) 整備予定数

平成24年度整備 150床（案）

(3) 募集する圏域

市内全域

※選考の際には、地域における整備バランスを考慮します。

（別紙1「介護老人保健施設 区別整備状況について」参照）

(4) 施設種別による整備優先順位

①小規模ユニット型 ②大規模ユニット型 ③大規模従来型 ④増床

※その他の条件等により選定における順位が前後することがあります。

(5) 応募資格

①医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者

②介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第3項各号に該当する者でないこと

③新設法人については、関係行政機関と十分な協議を行い、許可が得られる明確な見通しがあること。

3 応募の方法について

(1) 整備予定調査票の提出

介護老人保健施設の整備を希望される方は、別紙4「介護老人保健施設 整備予定調査票」を平成23年11月11日（金）までに保健医療課まで提出してください。

※整備予定調査票をご提出いただいたことをもって仮申込みがあったものとして扱います。なお、ご提出いただく際に今後の整備に係る説明及び聴取を行いますので、事前に電話予約した上で書類をご持参下さい。

(2) 整備計画書等書類の提出

整備予定調査票提出後に介護老人保健施設整備計画書を始めとする各様式及び必要書類（別紙5「介護老人保健施設 整備計画書等提出書類一覧」参照）を平成23年12月14日（水）までに保健医療課まで提出して下さい。

※整備計画書は資金計画、法人調書、建築図面等多岐に渡っており、作成にかなりの時間を要するとともに、課担当職員との打合せによる修正が想定されますが、提出期限に間に合うようご協力願います。

(3) 整備事業者の選定

提出された整備計画書等書類等の審査及びヒアリング等を行った上で、「平成23年度介護老人保健施設整備事業者募集要項」等に基づき整備事業者を選定します。

選定結果は応募された全事業者へ文書で通知します（平成24年1月中下旬を予定）。

4 今後のスケジュールについて（予定）

| 区分 | 事項 |
|-------------|---|
| 平成23年10月27日 | ○整備事業予定者説明会 |
| 11月11日 | ○整備予定調査票等提出期限 |
| 11月～ | ○ヒアリング実施 ○関係官庁と協議等 ○県、市との図面等相談 |
| 12月14日 | ○整備計画書等提出期限 |
| 平成23年1月中下旬 | ○事業者選定・結果通知 ○市町村交付金計画の提出（国庫申請）※ |
| 3月 | ○名古屋市予算議決※ |
| 4月～ | ○国庫内示※ ○整備補助金の交付申請・交付決定※ ○施設着工 ○定款変更申請（愛知県） ○開設許可・管理者承認申請 ○施設完成 ○整備補助金の事業実績報告※ ○整備補助金の交付 ○開設前検査 ○開設許可・管理者承認 ○開設 |

※印は整備補助金がある場合のみ

5 整備の準備について

(1) 準備委員会等

主な職員を中心とする準備委員会等を法人内に設立し、施設の運営方針や整備計画等を検討してください。また、提出する各書類については準備委員会等で十分検討してください。

(2) スケジュール作成

進捗状況を把握するために、施設整備に係るスケジュールを作成し、保健医療課へ提出して下さい。また、スケジュールに大幅な変更がある際は、事前に保健医療課へご相談下さい。

(例)

| 項 目 | 完 了 年月日 | 開設準備 時 期 | 施設建設 時 期 | 開設申請 時 期 |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 基本理念の策定 | | | | |
| 基本計画の策定 | | | | |
| 施設見学 | | | | |
| 規模確定 | | | | |
| 土地の取得 | | | | |
| 資金計画 | | | | |
| : | | | | |

基本設計、近隣説明、開発許可協議、福祉医療機構への融資相談、実施設計、入札、建設工事、職員の確保、職員の研修、備品・物品搬入、定款変更、開設許可申請など

6 整備上の主な留意点

(1) 整備区域

選定にあたっては整備する区域における要介護1～5の介護保険被保険者数に対する介護老人保健施設の整備（別紙1）を勘案する。

(2) 施設形態

ア 施設規模は小規模（29人以下）が望ましいこと。

イ 施設形態は、ユニット型施設が望ましいこと。

(3) 整備計画・運営方針

ア 必要な医療と適切な看護・介護及びリハビリテーション等を通じて入所者の在宅復帰を支援するための拠点施設となることができること。

イ 施設における介護方針等が適切であること。

ウ 認知症高齢者に対応できる機能を盛り込むこと。胃ろうを造設している等医学的管理の必要な高齢者に対応できることが望ましいこと。

エ 家庭的な雰囲気の中で入所者が生活できるよう、施設的环境を整えること。
（木材の活用等）

オ 利用者のプライバシーに配慮した設備を設けること。（例：共用トイレのドアの設置、脱衣室内のトイレの設置）

- カ 通所定員の設定については地域の実状を踏まえ適正な数とすること。
- キ 居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション等、在宅生活を支援する施設を設置することが望ましいこと。
- ク 地域介護・福祉空間整備等交付金を希望する場合には、市町村整備計画策定後の設計変更は原則として認めないこと。

(4) 用地確保の状況

- ア 金銭面及び敷地面積等を含めすべての条件面で用地の売却又は借用について地権者と既に合意に達していること。
- イ 敷地が定期借地の場合は、その期間は30年以上であること。
- ウ 用地には抵当権等が設定されていないこと。設定されている場合は、契約に際して抹消されること。原則として市街化区域であること。
- エ 市街化調整区域を建設予定地とする場合は名古屋市住宅都市局開発指導課に建設の可否を確認すること。

(5) 開発規制許可等の取得状況

- ア 既に許可を取得済み又は許可が不要な地域である旨を関係行政機関に照会して確認済みであること。
- イ 許可が必要な場合は既に関係行政機関と協議を行い、許可が得られる見通しはあること。

(6) 建設予定地周辺の状況

- ア 建設予定地周辺の住宅環境等に配慮した計画であること。
- イ 建設予定地の近隣に介護老人保健施設が既存していないこと。(サテライト型小規模介護老人保健施設及びユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設における本体施設を除く。)
- ウ 地域住民との交流の機会が確保される地域にあること
- エ 老人の療養する環境として適していること。(騒音の有無・日照状況等)
- オ 交通の利便性は考慮されていること。

(7) 施設の基準

- ア 施設の構造設備が基準に合致していること。
- イ 施設の構造設備が利用者の利便性についても十分配慮がなされていること。
- ウ 利用者及び職員の動線等を想定して実際に使用するにあたり問題が生じないよう配慮されていること。

(8) 資金計画

- ア 借入見込み及びその償還計画が妥当であること。
- イ 自己資金の見込みが確実であること。
- ウ 開設後の収支見込み等健全な施設運営が期待できること。
- エ 開設当初の運転資金が十分であること。

(9) 法人の状況

- ア 法人が行う既存事業について、医療監視や実地指導等による指摘事項については是正改善がなされているなど、適正な運営がなされていること。

イ 法人が行う既存事業の運営状況や法人の資産及び負債等の状況を勘案し、事業遂行に支障がないこと。

ウ 新設法人の場合は、関係行政機関と協議を行い、許可が得られる見通しはあること。理事等の役員構成や出資金等に問題がないこと。

(10) 職員の確保

医師、看護・介護職員、理学療法士等従事者の採用計画が妥当であること。本体施設等の従事者が兼務する場合には、両施設において適切な勤務体制がとられること。

(11) 協力病院等

協力病院及び協力歯科医療機関の見込みがあること。

7 開設許可申請について

○開設許可申請にあたっては、施設の完成及び職員の採用だけでなく、施設に勤務する職員の研修が必要となります。

○開設許可の実地検査は、入所及び通所について定員の全てが、検査当日から施設内で療養できる状態であることを前提に実施します。よって、施設・設備検査のほか、車椅子等の備品の整備状況、看護介護記録等諸記録の整備及び職員の研修状況等を確認するので、許可申請の前の準備を十分に行ってください。

○開設許可申請内容については、主な職員に対してヒアリングを実施し、その後審査に着手します。よって、施設完成をもって開所日を設定し、開設許可を受ける前に事実上の入所日を決定することのないよう留意してください。

8 その他

介護保険法の改正により、平成24年4月1日をもって介護保険事業者の指定及び報告の命令、立入検査、指定の取消し等の権限が都道府県から政令指定都市・中核市へ移譲されます。

地方分権一括法の公布により、従来、国が定めていた人員、設備、運営基準について、今後は都道府県、政令指定都市、中核市が、それぞれ条例で定めることとされました。(施行日は平成24年4月1日とされていますが、1年間の経過措置が設けられています。)

9 問合せ・受付先

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号 名古屋市役所本庁舎2階

名古屋市健康福祉局健康部保健医療課地域医療係 担当：杉原、丹羽

TEL：052-972-2623、FAX：052-972-4154

メール：a2623@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※書類提出等で来庁される場合には事前に電話等でご予約ください。